

ご融資利率	- 変動金利型を選択していただきます。 - 新規ご融資時のお借入利率は、当金庫の定める「住宅ローン店頭基準金利（以下「店頭基準金利（注１）」という）を基準とする利率を適用いたします。なお、「店頭基準金利」は毎年４月１日と１０月１日を基準日として年２回見直しますので、お申込み時とお借入時のお借入利率が異なる場合があります。 （注１）「住宅ローン店頭基準金利」とは、当金庫のホームページ上で公表する基準金利をいいます。なお、「住宅ローン店頭基準金利」は毎年４月１日と１０月１日を基準日として年２回見直します。
変動金利	- 変動金利は、当金庫の「住宅ローン基準金利（以下「基準金利」という）」を基準として新たに到来する基準日の基準金利と比較し、ご融資金利を引き上げまたは、引き下げします。 「基準金利」は、毎年４月１日と１０月１日を基準日とし、年２回見直します。 ４月１日基準日分は７月の約定返済日より、１０月１日基準日分は翌年１月の約定返済日より見直し後の金利による返済が開始されます。 - 借換えの場合は、当金庫所定の上限金利を定めさせていただきます。
ご返済方法	- 次の中からご返済方法を選択していただきます。 ①毎月元金均等返済または元利均等返済 ②毎月元利均等返済と元利均等半年毎増額返済併用 ただし、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の５０％以内（１万円単位） - 元金返済の据置期間は１年以内とします。
保証人	- 全国保証㈱の保証をご利用いただきますので、連帯保証人は原則必要ありません。ただし、次の場合は連帯保証人ないし連帯債務者が必要となります。 ①お申込に際し所得合算した場合の合算者の方 ②ご融資対象物件が共有の場合には共有者の方 ③その他当金庫または全国保証㈱が必要と認めた場合
担保	- 担保設定は不要です。（無担保扱い） ※ ただし、借換資金にてお申込みの場合は、対象物件に設定している抵当権等の権利関係をすべて抹消していただきます。 ※ 同一敷地内の未登記物件がある場合は、当該物件についてご融資実行までに登記することが条件となります。 ※ 所有権移転後の仮登記、差押・仮差押などが登記されていないことが条件になります。
団体信用生命保険	- 一般団信、がん保障特約付団信、三大疾病特約付団信（就業不能保障付）のいずれかの団体信用生命保険をご選択の上、原則ご加入いただきます。 - がん保障特約付団信および三大疾病特約付団信（就業不能保障付）は、ご融資お申込時およびご融資実行時の年齢が満１８歳以上満５０歳未満の方が対象となります。 - 保険料は、当金庫が負担いたします。ただし、就業不能保障付団信をご選択された場合は、お取引金利に０.１０％上乗せさせていただきます。
保証料・全国保証㈱事務取扱手数料	- 保証料および全国保証㈱事務取扱手数料をご融資実行時に一括してお支払いいただきます。 ①全国保証㈱事務取扱手数料・・・・・・・・・・５５,０００円（消費税含む） ただし、全国保証㈱保証付他有担保商品との併用時は手数料が免除となります。 ②保証料は、ご融資金額、期間により異なります。 （例）ご融資金額 １００万円・ご返済期間 ２０年の場合の保証料 ・１st stage・・・・・・・・・・４２,６３５円 ・２nd stage ・・・・・・・・・・７１,０５９円 - 保証料をあわせてご融資することも可能です。 - お借入当初の最終返済予定日以前に完済となった場合は、未経過分の保証料を返戻させていただきます。
その他	- お申込に際しましては、審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。 - ローンの詳しい内容、ご返済の試算等については、当金庫の本支店窓口までお問い合わせ下さい。
苦情処理措置・紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部リスク統括課（９時～１７時、電話：０１２０-０７８-３９０）にお申し出ください。 - 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：０１１-２５１-７７３０）東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部リスク統括課、全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）または北海道地区しんきん相談所（９時～１７時、電話：０１１-２２１-３２７３）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。また、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部リスク統括課へお問い合わせ下さい。